

## 東ドイツの年金改革



西ドイツに11年遅れて東ドイツでもついに年金改革が行なわれた(西ドイツは1957年)。すなわち、1968年7月1日に年金改革に関する政令が出された。

新しい年金原則は、西ドイツの年金改革にならって、次のようなものである。

1. 年金請求権の取得は、職業活動によって行なわれ得る。
2. 任意継続保険の廃止
3. すでに取得された年金請求権は失われることがない
4. 廃疾に基づく年金請求権の改善
5. 平均労働賃金および過去の労働年数の考慮
6. 加算期間の算入

7. 現在受給中の年金の換算と最低額年金の引上げ
8. 労働の生産性と国民経済の成長率を考慮した年金権の拡充

### 現行年金の換算と引上げ

すでに支給されている年金は、保険料算定報酬と過去の労働年数に基づいて再計算されることになった。この場合、失業、妊娠および廃疾による不足期間は、期間算入される。また、1945年までの労働賃金については、再計算の際に別に計算され再評価される。これは、資本主義の時期における低賃金および失業による損害をできるだけ軽減するための措置にほかならない。この1945年までの労働賃

金についての再評価は、399マルクまでの保険料算定報酬平均月額について、報酬等級に応じて50~15% (250マルクまで)、25マルク (250~375マルク)、25~1マルク (375~399マルク) を加算し、報酬等級に応じて最低額を150マルク (100マルクまで)~400マルク (375~399マルク) とするものである。

また、最低額年金は、本人および寡婦の場合月額150マルク、完全孤児の場合80マルク、片親孤児の場合55マルクに引き上げられた。

### 年金支給の新しい原則

新しい年金原則により、今後、年金請求権は、年金保険の強制適用対象となる職業に就くことによつてのみ取得されることになった。そして、従来退職後加入していた任意継続保険は、廃止された。

また、廃疾年金の支給条件が大幅に改善された。さらに、老齢年金は、15年以上の強制被保険期間をもつ65歳以上の男子および60歳以上の女子に対して支給されるが、女子の場合、第3子以降の子ども1人に付き1年、必要最低被保険期間 (通常15年) が短縮されるこ

とになった。遺族年金は、5年以上の強制被保険期間があれば支給されるが、受給年齢は、寡婦の場合60歳、かん夫の場合65歳または廃疾時である。そのほか、寡婦年金は、3歳未満の子ども1人以上または8歳未満の子ども2人以上有する場合にも請求することができる。

このように、年金請求権の保持に関する従来の複雑な諸規定が廃止されることによって、新たな各種年金請求権が規定されることになった。受給要件に関する新しい規定は、西ドイツのそれに似たものであるが、次の点で異なっている。

1. 廃疾の場合、東ドイツでは被保険者は年金請求権のみ有するが、西ドイツでは被保険者は、廃疾により限られた範囲でしか仕事を行なうことができない場合には、年金を受けることができる。
2. 東ドイツでは、5年以上の被保険期間がある場合には、職業または営業不能年金が支給される。
3. 西ドイツでは老齢年金の請求権は、被保険期間（強制加入期間、任意加入期間および代

替期間）が15年以上であれば生じる。東ドイツでは女子の場合の老齢年金受給年齢は通常60歳であるが、西ドイツでは、それは主として強制加入の被保険期間が20年以上ある場合にのみ60歳である。また、男子の場合老齢年金の受給年齢は、東ドイツでは通常65歳であるが、西ドイツでは就業していない場合には60歳（女子についても同じ）である。

4. 寡婦年金は、東ドイツでは60歳または廃疾になってはじめて支給されるが、西ドイツではいかなる場合でも、5年以上の被保険期間がある場合には支給される。

### 新しい年金計算

新しい年金計算は、1946年1月1日以降最近20年間の平均報酬月額に基づいて行なわれる。この平均報酬月額の $(0.7 \times 1945年12月31日までの被保険年数) \%$ と $(1 \times 1946年1月1日以降の被保険年数) \%$ の合計額が年金額（月額）である。このほか、失業、分娩および廃疾期間の算入ならびに月額110マルクの定額年金の支給が行なわれる。また、1968年6月30日ま

で支払われた任意加入保険料の0.85%が毎月の年金に加算される。

このように年金計算はきわめて厳密に行なわれることになったが、経済発展に応じた年金調整はまだ実施されない。

### 追加年金のための任意加入保険

従来の任意加入保険に代わって、追加年金のための任意加入保険が設けられた。この制度は、毎月10～200マルクの追加保険料を支払うことによって、追加年金が支給されるというものである。これは、西ドイツの高額年金保険に似ているところがある。この保険に40歳で加入し、20年間毎月70マルクの追加保険料を支払った場合には、月額242.40マルクの追加年金が支給される。西ドイツでは、毎月同額の高額年金保険の保険料を支払うと、月額202.60マルクの高額保険年金が支給される。

### 年金改革の財政効果

新しい年金規定によって、年金受給者の経済状態は根本的に改善されたが、これに要する追加費用は年間8億マルクを越える。東ド

イツにおける1968年度の年金支出総額は約82億マルクであるが、老齢年金受給者の増加および新しい年金原則の適用によって、1970年度にはそれは91億マルクを越えるものと見られている。また、このため、年金給付に対す

る国庫負担金は、年間約54億マルクに達する。

*Die Rentenreform der DDR, Arbeit und Sozialpolitik, Juni 1919, ss. 187~190.*

(石本忠義 健保連)

## 国連の厚生大臣会議の勧告



1968年9月8日から12日まで、国連主催によるはじめての厚生大臣会議がニューヨークの国連本部で開催された。

この会議には、61名の厚生大臣を含む96カ国からの代表とオブザーバーが出席し、また国連機関および民間機関の代表、オブザーバーも参加して総勢350名が出席した。会議は、各国の努力と国際協力による社会福祉の目標への到達を目指す勧告を採択した。会議の報告は、第23回国連総会に提出され、その後社

会開発委員会、経済社会理事会において詳細な検討が加えられる。

### 事務総長の挨拶

会議の開発にあたり、ウ・タント事務総長は、各国がその繁栄とより高い生活水準と同時に、正義と生活の質の向上に向かってすみやかに進む道を見出す必要を強調した。総会および経済社会理事会で行なわれた決議は、国の開発に関連して、社会の進歩を図る

政策のための一貫した原則をたてたことを事務総長は述べた。これらの決議は、社会の進歩はすべての開発の究極目標であり、また緊急の関心事であることを再確認したのであった。また人的資源の活用の方策について述べ、とくに労働者の健康、福祉、安全、変動する生活および労働条件への適応の問題についてふれ、また、国の開発に婦人が参加することを妨げる障害を除く対策、若い世代を活動的な意義深い成人の生活に向けて準備させる対策、学校の外、職場の外にある人びとも含めて、若者のエネルギーを建設的な仕事に振り向ける対策を強調した。

### 会議の勧告

会議は、「国の開発における社会福祉」「社会福祉に対する政府の責任」「社会福祉のための人的資源に関するニードの充足」「社会福祉における国際協力」の4つの議題について行なわれ、勧告を採択したのであって、主な勧告の大要は次のとおりである。

■総合開発計画には、その欠くべからざる内容として社会福祉活動を含めるべきである。